令和6年第3回鬼北町議会定例会

令和6年9月17日(火曜日)

○議事日程

令和6年9月17日午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第50号 令和5年度鬼北町一般会計決算の認定について

日程第4 議案第51号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について

日程第5 議案第52号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定につ

いて

日程第6 議案第53号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認

定について

日程第7 議案第54号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について

日 程 第 8 議案第55号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認

定について

日程第9 議案第56号 令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の

処分について

日程第10 議案第57号 令和5年度鬼北町病院事業会計決算の認定について

日程第11 議案第58号 令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について

日程第12 議案第59号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第60号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)

について

日程第14 議案第61号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第1号) について

○本日の会議に付した事件

日程第3 議案第50号 令和5年度鬼北町一般会計決算の認定について

日程第4 議案第51号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について

日程第5 議案第52号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定につ

いて

日程第6 議案第53号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認

定について

日程第7 議案第54号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について

日程第8 議案第55号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認

定について

日程第9 議案第56号 令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の

処分について

日程第10 議案第57号 令和5年度鬼北町病院事業会計決算の認定について

日程第11 議案第58号 令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について

日程第12 議案第59号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第60号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)

について

日程第14 議案第61号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第1号) について

○出席議員(12名)

1番 坂 本 一 仁 2番 兵 頭 稔

3番 髙 橋 聖 子 4番 中 山 定 則

5番 山 本 博 士 6番 赤 松 俊 二

7番 松 下 純 次 8番 芝 照 雄

9番福原良夫 10番松浦 司

11番 末 廣 啓 12番 程 内 覺

○欠席議員(0名)

○議会事務局

議会事務局長渡辺美枝 書 記都 浩明

○説明のため出席した者

町 長兵頭誠亀 副 町 長井上建司 企画振興課長小川秀樹 総務財政課長水野博光 危機管理課長東 英範 町民生活課長善家直邦 保健介護課長谷口美穂 環境保全課長森 明 農林 課 長 奥 藤 幸 利 森林対策室長 奥藤幸利 建設 長 佐 子 水道課長佐子 司 課 司 日吉支所長山本万里 会計管理者山本雄大 水道課主幹二宮洋之 教 育 長 行 定洋嗣 教 育 課 長 佐々木 健 次 農業委員会会長 谷 口雄記 農業委員会事務局長 奥 藤 幸 利 代表監查委員田中清志

○副議長(末廣 啓君)

起立。

礼。

○議長(程内 覺君)

改めまして、おはようございます。 これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長(程内 覺君)

本日の議事日程は、本日、配付しました別紙議事日程のとおりです。
このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番、坂本一仁議員、2番、兵頭稔議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、 各課長等の出席を求めております。

これで諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第50号、令和5年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第11、議案第58号、令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定についてまで、以上9件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第50号、令和5年度鬼北町一般会計決算の認定についてから、日程第11、議案第58号、令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定についてまで、以上9件を一括議題とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第3、議案第50号から日程第11、議案第58号までの令和5年度鬼北町一般会計及び特別会計5件、並びに企業会計3件の決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、御報告いたします。

配付いたしております令和5年度鬼北町主要な施策の成果の概要を御参照いただき ますようお願いいたします。

令和5年度鬼北町主要な施策の成果の概要。

町長として2期目の町政をお預かりしてから、早いもので3年が経過いたしました。 就任以来、新型コロナウイルス感染症の対応に追われる日々でありましたが、少子高 齢化、人口減少対策や防災・減災対策のほか、山積する課題に真摯に向き合いながら、 その解決に向けて努力してまいりました。

特にここ数年のコロナ禍により地域交流活動が激減した中、4年振りとなる「でちこんか」を開催し、県内外より大勢の方に来場いただくとともに、近永駅前での「駅前マルシェ」や「ねんりんピック愛顔のえひめ2023」の開催など、イベント事業の再開・実施により、地域社会活動の再生と活性化に取り組んでまいりました。

町政の推進に当たりましては、鬼北町長期総合計画に掲げる将来像の実現に向け、 様々な施策に取り組んできたところであります。

それでは、主要な施策の成果の概要について、かいつまんで御説明いたします。

3ページをご覧ください。基本目標第1の『特色ある産業を創り育てる』の下から 9行目、イノシシ・シカ・サル等の有害鳥獣の被害防止のため、鳥獣侵入防止柵の設 置を推進するとともに、捕獲した有害鳥獣のジビエ利用及び捕獲者の埋設に係る労力 を軽減するため、延川地区内に整備した減容化施設及びペットフード加工処理施設に ついて、指定管理者による運営を開始し、農林産物の被害軽減と有害鳥獣の地域資源 としての有効活用に取り組みました。

次に、4ページ、観光・物産の振興につきまして、下から5行目、新たなイベントとして、近永駅前を会場にした「予土線駅前マルシェinチカナガ」を愛媛県、そして近隣市町の御支援をいただき3回開催いたしました。

さらに、県内で行われているサイクリングイベント「瀬戸内シクロクロス大会」の 所属大会として、「鬼北シクロクロスin奈良川」を開催するとともに、併せて、幼 児を対象とした「はじめての自転車安全教室」を奈良川河川敷で開催し、自転車文化 の振興や安全な自転車利用の徹底、町の魅力発信に努めました。

次に、基本目標第2の『美しい自然を守り活かす』の8ページ、2行目、エネルギー対策の推進につきましては、住民向けの再生可能エネルギー導入等への支援に加え、鬼北町地球温暖化対策実行計画の策定により、豊富な森林資源を活用した対策や安心・安全なまちづくりなど、農林業等の産業活動や日常生活における地域課題の解決に資する施策を掲げ、地球温暖化対策に対する町全体の機運醸成に努めました。

続きまして、基本目標第3『福祉の充実で安心生活を確保する』の誰もが安心して暮らせるふるさとづくりにつきまして、少子高齢化が急速に進み、福祉に対するニーズが多様化・複雑化している中、全国には、令和7年度に高齢者人口がピークを迎える一方で、本町においては、既にピークを過ぎて減少傾向にあり、将来に向けて制度の持続可能性を確保するため、第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定いたしました。

6ページ、下から3行目、健康増進事業につきまして、「きほく鬼ドック」の開始、 医療機関への健診受診率向上のための協力体制等、働く世代が受診しやすい体制づく りに努めたほか、高血圧川柳・標語募集や、「食べて学ぼう、高血圧予防教室」等の 高血圧対策を実施するなど、健康増進事業の推進に努めた結果、国保連合会から発表 された、令和5年度特定健診受診率速報では、鬼北町の受診率は、55.0%で、7 年連続県内1位という結果を得ました。また、予防接種事業につきましては、任意予 防接種補助事業(18歳未満のインフルエンザ・帯状癌疹等)でありますけども、こ れを新たに開始いたしました。

北宇和病院の運営につきましては、令和5年度から、一般病床55床のうち、34 床を地域包括ケア病床に転換し、病状の安定した患者が在宅復帰できるように支援を 強化いたしました。また、電子カルテ等を導入し、さらに、生化学自動分析装置等の 老朽化した医療機器の更新を行いました。

次に、子育て支援策の充実につきまして、8ページ、上段、先ほどのページを間違 えました。申し訳ございません。

令和5年度から、小学校入学時の給付額の増額、新たに中学校入学時も支給対象と したほか、赤ちゃんおでかけ用品購入補助事業及び子育て世帯特定地域居住支援補助 事業を実施し、家庭への経済的支援の充実を図るとともに、引き続き、多子世帯の保 育料の軽減措置や、3歳以上の保育料、副食費の無償化を実施するなど、子育てに係る経済的負担の軽減に努めました。また、これまで以上に切れ目のない子育て相談・支援を強化するため、鬼北町子育てガイドブックを作成し、子育て支援の充実を図りました。

また、令和6年4月から、現在の子育て包括支援センターおにっこを、母子保健と 児童福祉を一体的に行う、こども家庭センターおにっこへ移行する準備に取り組みま した。

8ページ、下から4行目、高齢者福祉の充実につきましては、第35回健康福祉大会(ねんりんピック笑顔のえひめ2023)を盛会のうちに終え、高齢者をはじめとする多くの町民のスポーツによる交流や健康づくりの推進に取り組みました。

続きまして、基本目標第4『整った生活インフラで快適生活を守る』、10ページ 7行目、町内の小学校や自主防災組織等関係団体に対しまして、防災意識の向上を図 るため、講習会や出前講座を計画し、愛治地区と好藤地区では、大規模災害及び感染 症対策を想定した避難所運営訓練を実施しました。また、1月に発生した能登半島地 震では、計6名の職員を現地に派遣し、被災地支援及び職員の研鎖に努めました。

次に、10ページ、真ん中ほど、交通環境の充実につきましては、下から7行目、 デジタル技術を活用した公共交通割引支援事業を新たに整備し、交通弱者への支援と 公共交通の利用促進に取り組みました。

JR予土線につきましては、愛媛県と高知県並びに沿線自治体で編成された新組織、 予土線利用促進対策協議会を中心に予土線の利用促進に取り組みました。

11ページ、下から3行目、防犯灯について、令和3年度から令和5年度の3か間でLED化100%を目指し、補助事業の活用推進に努めました。

12ページ、基本目標第5『充実した教育環境で心豊かな人を育む』について、3 行下、老朽化が進んだ学校施設について、広見中学校改築工事を完了いたしました。 議員各位、町民の方々の御理解に深く感謝申し上げます。

また、全学校の教員用パソコン端末及びネットワーク機器の更新を行いました。

下から4行目、北宇和高校教育寮を整備し、居住施設の整備・確保など、環境整備 に取り組んだほか、北宇和高校と連携し、全国募集によるさらなる生徒数の確保に向 け、高校魅力化事業の推進強化に努めました。

次に、13ページ、生涯学習・生涯スポーツの充実につきまして、真ん中ほど、史 跡整備事業において、史跡ガイダンス施設、奈良山等妙寺歴史交流館の展示工事、平 坦部A保存整備工事、旧参道橋設置工事が完了し、史跡公園としての施設整備をほぼ 終えることができました。令和6年度、御承知のとおり、公共トイレの改修を予定しております。

また、調査・整備・活用への機運を高めるため、史跡等妙寺サポーターの会ミーティング、山寺講座を開催し、町内外の多くの方々に知っていただく機会となりました。 次に、人権尊重・男女共同参画につきましては、今後5年間の取組方針を定めた、 第4次男女共同参画基本計画を策定しました。また、女性団体の協力の下、鬼北町出 身の日本初女性飛行士を題材としたミュージカルを開催し、女性活動やジェンダーレスの機運醸成に取り組みました。

かいつまんで申し上げましたが、以上で令和5年度主要な施策の成果の概要の説明 を終わります。

各項目の主要な施策の成果につきましては、別冊の資料を配付いたしておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

決算内容の詳細につきましては、この後、引き続き会計管理者が説明をいたします。 その後、日程第9、議案第56号、令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び 剰余金の処分についてを水道課長が、日程第10、議案第57号、令和5年度鬼北町 病院事業会計決算の認定を保健介護課長が、日程第11、議案第58号、令和5年度 鬼北町下水道事業会計決算認定を環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほど よろしくお願い申し上げ、御認定いただきますようお願いいたします。

○会計管理者(山本雄大君)

それでは、議案第50号から第55号までの令和5年度一般会計、特別会計の決算概要を説明いたしますので、配付しております決算書の附属書類を抜粋したA3サイズの令和5年度鬼北町決算附属書類の資料を御用意ください。

それでは、資料の1ページをお開きください。

まず、一般会計と特別会計の決算収支の状況ですが、合計の欄の下から3段目、令和5年度の一般会計と特別会計の歳入総額は、①となります、137億7,475万6,977円、その右、歳出総額は135億4,375万7,334円となっており、その右、歳入歳出差引の合計は、2億3,099万9,643円となり、前年度に比べますと、1億3,070万1,457円の減となっております。

また、翌年度へ繰り越すべき財源が、7, 126万3, 000円必要ですので、それを差し引いた実質収支の合計は1億5, 973万6, 643円となりました。

財政調整のための積立金は、一般会計ほかで、3,529万186円。一方、財政調整基金のとりくずしは、2,740万円であったため、実質単年度収支は、1億2

90万9,872円のマイナスとなっております。

次に、裏面となります2ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出決算総括表のまず歳入について主なものを説明いたします。

1款の町税は、収入済額がA欄になりますが、9億2,223万7,420円、前年度比較で670万円の増となっております。

町民税については、個人町民税が296万円の増、法人町民税が338万円の減で、 合計では41万円の減となっています。

また、固定資産税は、内訳としては、土地は減収となりましたが、家屋償却資産分が増収となっており、合計で688万円の増となりましたので、軽自動車税、市町村たばこ税を含めた町税全体では、670万円の増となっております。

なお、不納欠損額が106万4,222円あり、また、収入未済額は782万3,783円で、前年度と比較して31万7,000円減少しております。

2款の地方譲与税は、収入済額が1億2,721万2,000円、前年度比較で50万円の増となっておりまして、増の要因は、自動車重量譲与税が46万円の増となったことによるものです。

次の3款、利子割交付金から、9款、地方特例交付金までは説明を省略させていた だきます

10款の地方交付税は、収入済額が39億6,662万5,000円、前年度比較1,089万円の増となっています。内訳は、普通交付税が1,034万円の減、特別交付税が2,123万円の増となっています。

11款、交通安全対策特別交付金から、13款、使用料及び手数料までは省略します。

14款の国庫支出金は、収入済額が8億4,309万4,235円、前年度比較1億1,548万円の減となっています。減の要因は、国庫負担金が新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金の減や、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減により、2,429万円の減、国庫補助金が前年度にあった社会保障税番号制度システム整備費、マイナポイント事業費や、土木費国庫補助金が減額したことにより、9,143万円の減となったことによるものであります。

15款の県支出金は、収入済額が5億9,066万7,517円、前年度比較1億2, 173万円の増となっています。増の要因は、県補助金がジビエ施設整備事業やがけ 崩れ防災事業費県補助金の増により、1億3,445万円の増となったことによるも のです。 16款の財産収入は省略し、17款の寄附金は、収入済額が8,572万4,300円、前年度比較86万円の減となっています。教育振興寄附金は1,500万円と、前年度比較900万円の増となっております。

18款の繰入金は、収入済額が4億6,349万8,644円、前年度比較2億3,841万円の増となっています。主なものは、公共施設等整備管理基金からの2億2,420万円です。

19款は省略いたしまして、20款の諸収入は、収入済額2億7,614万6,40 3円、前年度比較3,617万円の減となっています。減の主な要因といたしまして は、前年度は県市町連携分を含んだプレミアム商品券販売収入が1億3,030万円 あったことによるものです。

21款の町債は、収入済額が26億4,074万4,000円、前年度比較4億86 8万円の減となっています。減の要因は、保育所施設整備事業債や教育債が広見中学 校建設事業債などの減となったことによるものであります。

以上の結果、歳入合計といたしましては、一般会計収入済額が106億7,477万6,533円、前年度に比べ2億6,699万円の減となりました。なお、収入未済額の合計は、4億2,395万540円となっており、その主な理由といたしましては、事業繰越によるものです。

以上で一般会計歳入についての説明を終わります。

次に、3ページをお開きください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

1款の議会費は、支出済額A欄ですが、6,228万3,483円、前年度比較143万円の増の前年並みで、一般会計における構成比率は、備考欄にありますとおり、0.59%となっております。

2款の総務費は、支出済額が24億6,909万9,590円、前年度比較1億2, 162万円の増で、構成比23.49%となっております。増となった要因といたしましては、情報通信基盤整備事業費の設備更新工事請負費や、北宇和高校教育寮の整備によるものです。

3款の民生費は、支出済額が22億2,936万7,854円、前年度比較5億2,014万円減の構成比21.21%となっております。減となった要因といたしましては、児童福祉施設費が、前年度はきほくの里保育園施設整備工事の実施があったため、今年度は減となっております。

4款の衛生費は、支出済額が7億4,513万5,266円、前年度比較1億3,7

72万円減の構成比7.09%となっています。減の要因は、前年度実施した保健衛生施設費が日吉保健センター空調改修工事、じん芥処理費が最終処分場施設整備工事、 予防費の減によるものです。

5款の農林水産業費は、支出済額が11億5,127万7,054円、前年度比較4億9万円増の構成比10.95%となっています。増の要因は、ジビエ施設整備、夢産地施設整備等工事の実施や、森林環境整備事業費補助金などが増となったことによるものです。

6款の商工費は、支出済額が2億3,947万4,882円、前年度比較3,075万円増の構成比2.28%となっております。増の要因といたしましては、観光まちづくり推進業務委託料、下鍵山公園整備工事、成川渓谷休養センター施設整備工事などの実施により、増となったものであります。

7款の土木費は、支出済額が6億767万7,265円、前年度比較5,686万円増の構成比5.78%となっています。増となった要因といたしましては、がけ崩れ防災対策工事費などで3,957万円の増、鬼北総合公園施設整備工事費の実施により5,449万円の増となったことによるものです。

8款の消防費は、支出済額が7,327万352円、前年度比較1,186万円減の構成比0.70%となっております。減の要因は、消防施設費、備品購入費などが繰越明許費になったことに伴い、1,254万円減額となったことによるものです。

9款の教育費は、支出済額が19億366万5,220円、前年度比較1億4,40 9万円減の構成比18.11%となっております。減の要因といたしましては、広見中学校改築工事費の減額によるものであります。

10款の災害復旧費は、支出済額が4,702万3,498円、前年度比較350万円減の前年並みで、構成比0.45%となっております。

11款の公債費は、支出済額が9億8,296万7,194円、前年度比較3,276万円増の構成比は9.35%となっています。内訳は元金が約9億5,000万円、利子が約3,100万円となっております。

12款の諸支出金は、前年度と同じく支出額はありません。

以上合計で、一般会計支出済額は105億1,124万1,658円、前年度に比べ 1億7,380万円の減となっております。

表の下の段に記入しておりますように、一般会計の歳入歳出差引額は1億6,35 3万4,875円となり、翌年度に繰り越すべき一般財源が7,126万3,000円 必要であるため、実質収支は9,227万1,875円となりました。 以上で一般会計の決算説明を終わります。

次に、4ページをお開きください。

町債の現在高について、普通会計で一覧表を作成したものであります。表の計の欄にありますように、令和5年度中の発行額は、①になります。26億4,074万4,000円、一方、元金の償還額は、9億5,186万9,000円でありましたので、5年度末の現在高は、120億8,188万7,000円で、中学校、保育所、高校教育寮などの事業が多くあったため、前年度に比べ16億8,887万円の増となっております。

次に、5ページをお開きください。

公有財産の5年度中の増減内容について説明をいたします。

まず、公用財産ですが、5年度中に土地・建物とも異動はありませんでした。

続いて、公共用財産の異動ですが、保育所の欄の①土地の7,615.79平方メートルの減、②木造建物の14.90平方メートルの減、その右、③非木造建物の1,803.26平方メートルの減は、みどり、好藤、清水、小倉保育所の用地・建物を行政財産から普通財産へ移行したことによるものです。

北宇和高校教育寮の欄の木造建物の605.17平方メートルの増は、教育寮の新築によるものです。

中学校の欄の④木造建物の2,861.74平方メートルの増は、広見中学校普通教室棟を新築したもので、その右、非木造建物の3,079.80平方メートルの減は、広見中学校体育館の新築が1,910.20平方メートルの増、屋内運動場、第1教棟を取り壊したことによる減が4,990平方メートルによるものであります。

6ページをお開きください。

中ほどになります。有害鳥獣処理施設の欄の⑥木造建物の450.0平方メートルの増は、ジビエペットフード加工処理施設の新築によるものです。

小計の上段、書庫の欄の土地の821.06平方メートルの増、非木造建物の42 9.0平方メートルの増は、旧鬼北警察署用地に書庫を新築したものであります。

次に、その下の段の普通財産の異動ですが、⑧宅地の6,680.82平方メートルの増、建物の1,818.16平方メートルの増は、保育所の用地・建物を普通財産へ移行したことによるものです。

公有財産の異動については以上です。

次に、7ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付金の状況ですが、前年度末に、①10件、2,229万1,04

3円の残高がありましたが、5年度に回収した金額が、②50万9,000円でありましたので、③になります、一番右下の欄のとおり、5年度末の残高は2,178万2,043円となっております。

次に、8ページをご覧ください。

特別会計の説明をいたします。特別会計につきましては、主に5年度の収入済額と 支出済額、その合計の前年度比較で説明をさせていただきます。

まず、用品調達特別会計です。歳入の収入済額合計は1,450万9,394円、前年度比較47万円の増。歳出の支出済額合計は1,450万9,394円で、前年度比較67万円の増で、ともに前年度に比べ微増となっております。

なお、歳出の諸支出金から収益の全額99万円を一般会計へ繰り出しており、収支 差引は、表の下にありますとおり、ゼロ円となっております。

次に、9ページをお開きください。

国民健康保険特別会計です。1款の国民健康保険税の収入済額は1億7,364万1,154円で、前年度比較1,161万円の減となっています。不納欠損額は65万6,033円、収入未済額は749万4,490円となっており、前年度に比べまして44万9,000円の増となっております。

収入済額の合計は11億3,560万3,907円、前年度に比べまして2,286万円の増となっています。増の要因といたしましては、保険給付費の支出が前年に比べ増えたことにより、県からの交付金が2,206万円増加したことによるものです。

一方、歳出は、支出済額合計は11億3,548万7,554円で、前年度比較3,003万円の増となっております。増の要因は、2款、保険給付費が2,206万円の増となったためで、コロナウイルス感染症での医療機関受診機会から回復したことなどが挙げられます。

なお、収支差引額は、表の下にありますとおり、11万6, 353円となりました。 次に、10ページをご覧ください。

国民健康保険診療所特別会計です。歳入の収入済額合計は1億3,431万9,65 0円、前年度比較2,104万円の減となっております。

1款、診療収入が、圏域人口の減少等で867万円の減となり、また町債が前年度 比較で1,440万円の減となったことによるものです。

一方、歳出の支出済額合計は1億3,426万3,404円、前年度比較1,855万円の減となっております。減の要因は、3款、施設整備費が、前年度は日吉診療所空調改修工事などの実施がありましたので、2,124万円減となったことによるも

のです。収支差引は、表の下にありますとおり、5万6,246円となりました。

11ページをお開きください。

次に、介護保険特別会計です。歳入の収入済額合計は、16億3,008万8,80 6円、前年度比較3,678万円の増となっております。

1款、介護保険料収入は、531万円の減、4款、国庫支出金が2,035万円の減となりましたが、9款、繰越金が5,095万円の増となっております。

なお、介護保険料の不納欠損額が27万9,000円、収入未済額が67万4,35 1円となっており、前年度に比べ11万2,000円の減となっております。

一方、歳出の支出済額合計は、15億6,725万3,627円、前年度比較4,4 25万円の増となっております。この要因は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計 画作成業務委託料や、国庫支出金等過年度分返還金の増があったためのものです。

収支差引は、表の下にありますとおり、6,283万5,179円となりました。 最後に12ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険特別会計ですが、歳入の収入済額合計は1億8,545万8,6 87円、前年度比較154万円の増となりました。後期高齢者医療保険料の収入未済 額は、11万5,710円となっております。

一方、歳出の支出済額合計は1億8,100万1,697円、前年度比較103万円の増となり、歳入歳出ともに前年度並みの収支となっております。なお、収支差引は、表の下にありますとおり、445万6,990円となりました。

これで特別会計決算の概要説明を終わります。

以上で令和5年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。 なお、詳細につきましては、別途お配りしております歳入歳出決算書の冊子で御確 認ください。

御審議の上、認定をいただきますようお願いいたします。

○水道課主幹(二宮洋之君)

それでは、議案第56号、令和5年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の 処分について御説明いたします。

水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

鬼北町水道事業決算報告書について説明いたします。

予算額欄は省略し、3ページの決算額欄のみの説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額4億1,605万3,296円であります。内訳としまして、第1款、第1項、営業収益は、2億5,102万1,

706円で、主に水道料金であります。

第2項、営業外収益は、1億6,409万2,381円で、内訳は、一般会計補助金 及び長期前受金戻入を計上したものです。

第3項、特別収益は、93万9,209円で、内訳は大藤減圧弁不具合関係保険金収納分であります。

次に、支出につきましては、総額で3億2,240万4,686円であります。

第1款、第1項、営業費用は、2億9,236万1,344円で、内訳は、配水及び 給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費であります。

第2款、営業外費用は、3,003万4,740円で、企業債利息等であります。

第3款、特別損失は、8,602円。第4項、予備費については支出はありません。 次に、4ページ、5ページですが、資本的収入及び支出の収入につきましては、5ページ、決算額欄の総額4億4,396万2,000円であります。内訳としまして、第1項、企業債3億1,780万円。第2項、国庫支出金4,445万7,000円であります。第3項、県支出金はございません。第4項、他会計負担金として、一般会計からの負担金8,000万円。第5項、工事負担金170万5,000円で、これは36件分の給水施設加入負担金です。

支出につきましては、総額6億3,805万2,909円であります。内訳としましては、第1項、建設改良費4億2,020万7,477円で、配水設備改良費、固定資産購入費であります。

第2項、企業債償還金は、2億1,784万5,432円で、企業債22件分であります。

資本的収入額(翌年度に繰り越される資本支出の財源に充当する額1億円を除く)が、資本的支出に不足する額2億9,409万909円は、前年度未発行企業債1億2,660万円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金3,289万9,252円、当年度損益勘定留保資金8,578万7,598円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,880万4,059円で補てんいたしました。

次に、6ページの損益計算書について説明いたします。

損益計算書につきましては、先ほど説明しました3ページの決算書の金額から消費 税を除いた金額で作成しております。右端の差引合計額で説明いたします。

営業収益につきましては、5,924万4,461円の損失、営業外収益は1億2,312万6,465円の利益であります。差引き6,388万2,004円の経常利益でありまして、当年度純利益は、特別利益93万9,209円を加え、特別損失7,8

20円を差し引いた6,481万3,393円となっております。これに前年度繰越利益剰余金処分済利益剰余金を合わせました、2億3,618万7,842円を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

剰余金について説明いたします。

8ページ、資本金でありますが、当年度末残高は14億8,838万237円となっております。

9ページ、資本剰余金合計につきましては、1,292万3,149円。

次に、利益剰余金でありますが、減債積立金につきましては、前年度処分額として、 議会の議決により利益剰余金を処分し、減債積立金に積み立てた2,000万円、当 年度変動額として、当年度に取り崩した金額2,000万円でありますので、当年度 末残高は570万円となっています。

建設改良積立金につきましては、前年度処分額として4,500万円で、当年度変動額は建設改良事業に充てるために取り崩した金額3,289万9,252円でありますので、当年度末残高は1,836万752円となっており、積立金合計額は2,406万752円であります。

未処分利益剰余金につきましては、2億3,618万7,842円となっております。 資本合計としまして、前年度末合計が16億9,673万8,587円、処分後残高 につきましては、同額で、当年度変動額が6,481万3,393円でありますので、 当年度末残高は17億6,155万1,980円となります。

次に、10ページの剰余金処分計算書 (案) について説明いたします。

次に、11ページ、鬼北町水道事業貸借対照表について説明いたします。

固定資産のうち、有形固定資産は、土地、建物、構築物などの区分ごとに資産の年度未残現在高、減価償却累計額、償却未済高を示したもので、年度末の固定資産合計額は、右端の47億1,076万8,853円となっております。流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金で、流動資産合計は2億1,738万8,4

94円となっております。これらを合わせました資産合計は、49億2,815万7, 347円となっております。

12ページをご覧ください。

負債の部について説明いたします。固定負債は企業債及び引当金で、合計額が15億7,967万5,266円であります。流動負債は、企業債、引当金、未払金、その他の流動負債の合計で2億2,131万2,676円です。繰延収益については、長期前受金と長期前受金収益化累計額で、合計額が13億6,561万7,425円です。固定負債と流動負債を合わせ、及び繰延収益を合わせました負債合計額は、31億6,660万5,367円となっております。

次に、資本の部について説明いたします。

資本金につきましては、自己資本金が14億8,838万237円であります。

13ページに移りまして、剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金の剰余金合計額が2億7,317万1,743円。資本金と剰余金を合わせました資本合計17億6,155万1,980円でありますので、負債資本合計額は49億2,815万7,347円となっております。

次に、14ページ以降につきましては、今まで説明いたしました決算書附属書類と して費用明細書等及び事業報告書を載せておりますので、お目通しをお願いいたしま す。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長(谷口美穂君)

続きまして、議案第57号、令和5年度鬼北町病院事業会計決算の認定について説明いたしますので、病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

鬼北町病院事業会計決算報告書について説明をいたします。項別の決算額とその主な内容についての説明とさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入についてでありますが、1款、1項、医業収益は6億7,100万9,718円でありまして、主に入院収益と外来収益であります。

2項、医業外収益2億2,555万8,648円につきましては、他会計負担金と補助金、長期前受金戻入が主なものであります。

3項、附帯事業収益2,718万8,557円につきましては、訪問看護ステーション収益であります。

4項、特別利益4,732万52円につきましては、過年度損益修正益5万5,50

3円及びその他特別利益4,725万9,000円、県補助であります。

次に、支出でありますが、1款、1項、医業費用は9億900万4,841円でありまして、病院事業の運営に要した経費と減価償却費が主なものであります。

2項、医業外費用2,382万8,739円につきましては、企業債償還金利息及び 雑損失であります。決算額2,382万8,739円のうち、現金の支出を伴わない経 費で予算額を超過して支出した額は1,924万7,739円であります。

3項、附帯事業費用 2, 3 4 1 \overline{D} 9, 8 1 2 円につきましては、訪問看護ステーションの運営に要した経費であります。

4項、特別損失3,278万316円につきましては、過年度損益修正損であり、この科目は、前年度未収金計上額の差異を計上したものです。決算額3,278万316円のうち、現金の支出を伴わない経費で予算額を超過して支出した額は、3,278万316円であります。

次に、3ページ、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出のうち、収入についてでありますが、1款、1項、企業債2億5,660万円につきましては、医療情報システム及び自家発電設備更新等に伴います企業債であります。

2項、他会計負担金1,288万7,316円につきましては、起債償還金に係る一般会計からの繰入金であります。

3項、補助金2,082万8,000円につきましては、生化学自動分析装置等に係る国庫補助金であります。

次に、支出についてでありますが、1款、1項、建設改良費7,467万167円 につきましては、中央監視装置等更新に係る建設改良費であります。

2項、固定資産購入費1億6,006万6,000円につきましては、医療情報システム設置に係る固定資産購入費であります。

3項、企業債償還金2,577万4,631円につきましては、企業債元金分であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,543万5,482円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額85万1,433円、過年度分損益勘定留保資金1,458万4,049円で補てんをいたしました。

次に、5ページの鬼北町病院事業損益計算書について説明いたします。

医業損益につきましては、2億3,759万6,026円の損失、医業外損失は2億49万4,590円の利益であります。経常損益は3,710万436円の経常損失であります。また、附帯事業損益の訪問看護ステーション損益につきましては、375

万9,083円の附帯事業利益となっておりまして、当年度の純損失は1,880万8, 166円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書についてでありますが、前年度未処理欠損金3億2,317万3,838円に、先ほどの当年度純損失を加え、当年度未処理欠損金は3億4,198万2,004円となります。

次に、9ページをお開きください。

令和5年度鬼北町病院事業欠損金処理計算書(案)について説明いたします。

令和5年度におきましては、3億4,198万2,004円の未処理欠損金が生じましたので、同額を翌年度に欠損金として繰り越しするものであります。

次に、10ページの鬼北町病院事業貸借対照表について説明をいたします。

まず、資産の部でありますが、固定資産合計は14億6,761万3,164円、流動資産合計は2億4,490万4,037円でありまして、資産合計は17億1,25 1万7,201円であります。

次に、11ページにまいりまして、負債の部についてでありますが、固定負債合計は4億984万3,740円、流動負債合計は7,262万6,958円であります。繰延収益合計につきましては、7億8,267万9,818円の繰延収益でありまして、負債合計は12億6,515万516円であります。

次に、12ページにまいりまして、資本の部についてでありますが、資本金はゼロ円、剰余金合計は4億4,736万6,685円、資本合計は<math>464,736万6,685円、資本合計は<math>464,736万6,685円でありまして、負債資本合計は<math>1761,251万7,201円であります。

次に、13ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書についてでありますが、業務活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに分けております。資金期末残高は7,403万4,611円であります。

次のページ以降につきましては、費用明細書等をお示ししておりますので、お目通 しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第58号、令和5年度鬼北町下水道事業会計決算の認定につきまして説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

鬼北町下水道事業決算報告書につきまして、予算額の欄を省略し、3ページの決算

額の欄により説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、総額1億8,350万1,985 円であります。内訳といたしまして、第1款、第1項、営業収益につきましては、6,063万8,280円で、主に下水道使用料であります。

第2項、営業外収益につきましては、1億2,052万3,371円で、一般会計からの負担金及び補助金、そして長期前受金戻入を計上したものであります。

第3項、特別利益につきましては、234万334円で、令和4年度分の消費税還付金を計上したものであります。

次に、支出につきましては、決算総額1億8,386万2,738円でございます。

第1款、第1項、営業費用につきましては、1億7,462万3,757円で、内訳につきましては、環境費、ポンプ場費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費であります。

第2項、営業外費用につきましては、849万8,895円で、企業債利益等であります。

第3項、特別損失につきましては、74万86円を計上しております。

第4項、予備費の支出はございません。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

第1款、第1項、企業債につきましては、1,300万円を計上。

第2項、補助金1,914万1,970円につきましては、工事請負費に対します国 県補助金及び一般会計からの補助金であります。

第3項、負担金等3,766万1,280円につきましては、一般会計からの負担金 及び受益者負担金であります。

支出につきましては、総額6,674万216円であります。

第1款、第1項、建設改良費3,257万9,032円では、環境建設改良費、ポンプ場施設改良費であります。

第2項、企業債償還金につきましては、3,416万1,184円で、農業集落排水 事業につきましては31件、公共浄化槽事業につきましては29件の償還金の件数で ございます。

次に、6ページをお願いします。

特例的収入及び支出につきまして説明いたします。

この決算報告につきましては、特別会計から企業会計の移行に伴い、特別会計の令和5年3月末の打切決算により発生いたしました債権を特例的収入として、債務を特例的支出として会計処理したものであります。

特例的収入の決算額につきましては、1,579万5,380円は営業未収金として、使用料につきましては110万2,380円、その他の未収金として国県補助金780万円、一般会計繰入金689万3,000円であります。

特例的支出の決算額1,459万1,200円につきましては、未払金といたしまして、主に農業集落排水事業の工事請負費の1,386万円であります。

次に、7ページの決算損益計算につきまして説明をいたします。

この損益計算書につきましては、消費税抜きでの計算書となっております。右端の を差引合計額で説明をいたします。

営業収支につきましては、1億1,523万3,259円の損益、営業外収支は1億1,349万9,182円の利益であります。差引き173万4,077円の経常損失でありますけれども、あと特別利益及び特別損失の差引分を含めて、当年度は13万3,829円の純損失として、当年度末、未処理欠損金として同額の13万3,829円を計上しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

剰余金計算書につきまして説明いたします。

8ページ、資本金でありますが、当年度末残高でありますけれども、4億7,27 4万9,974円となっております。

9ページの資本剰余金合計につきましては、5,045万4,769円。

次に、利益剰余金合計につきましては、マイナス13万3,829円で、未処理欠損金となっております。

資本合計は、当年度末残高で5億2,307万914円であります。

次に、10ページをお開きください。

欠損金処理計算書案につきまして説明いたします。

欠損金の資本につきましては、13万3,829円の未処理欠損金を計上しました ので、鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第4条、欠損の処理の規定に よりまして、繰越欠損金といたしまして処理をさせていただいております。

11ページをお願いします。

鬼北町下水道事業貸借対照表につきまして説明いたします。

固定資産の土地・建物・構築物などの有形固定資産につきましては、令和5年度末

で26億6,708万8,084円となっております。流動資産につきましては、現金 預金と未収金の合計で2,712万4,542円となっており、資産合計といたしまして、26億9,421万2,626円を計上しております。

12ページをお願いします。

負債の部について説明いたします。

固定負債は、企業債といたしまして3億9,233万7,163円を計上しています。 流動負債は企業債、賞与等引当金、未払金、その他流動負債の合計で3,973万8, 994円となっております。繰延収益につきましては、長期前受金と長期前受金収益 化累計額で、合計額は17億3,906万5,555円であります。固定負債と流動負 債及び繰延収益を合わせました負債合計といたしまして、21億7,114万1,71 2円となっております。

13ページに移りまして、資本の部分につきまして説明いたします。

資本につきましては、自己資本金が4億7,274万9,974円であります。剰余金につきましては、資本剰余金及び利益剰余金の合計が5,032万940円であります。資本金と剰余金を合わせました資本合計が5億2,307万914円でありますので、令和5年度末の負債資本の合計額は、26億9,421万2,626円となっております。

次に、14ページ以降につきましては、今まで説明いたしました決算附属処理として収益費用明細書などの各種明細書や事業報告書を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第50号から、日程第11、議案第58号までの9件については、 9月19日に改めて審査を行うことにします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第50号から日程第11、議案第58号までの9件については、9月19日に改めて審査を行うことに決定しました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を10時30分とします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長(程内 覺君)

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第12、議案第59号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第59号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、KIHOCAカードの利用拡大のためのポイント付与に係る交付金、福祉避難所の機能強化として備蓄品を整備するための費用、三角ぼうし・夢産地の青空市出荷者への物価高騰対策補助金等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源等を追加計上しております。 この結果、歳入歳出それぞれ1億1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 95億1,150万円とするものであります。

詳細につきまして、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお 願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

なお、本日お手元にA4、1枚の説明資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書11ページをご覧ください。 今回の補正予算には、人事異動等に伴う人件費について所要の調整を行っておりますが、これについては説明を省略させていただき、主なものについて御説明いたします。

2款、1項、1目、一般管理費、8節、普通旅費75万円は、JRの利用促進とし

て職員が松山市へ出張する場合の鉄道運賃を計上するものであります。

2款、1項、5目、財産管理費、24節、減債基金積立金4,650万円は、公債費の将来負担に備えるために積立てをするものであります。

12ページをご覧ください。

2款、1項、6目、企画費の18節、電子通貨利用者支援金470万円は、KIHOCAの利用拡大に伴う入金時のチャージボーナス1%、行政サービスや施設利用時等に付与する行政ポイント、また、5,000円以上のチャージをした場合、町民の方に2,000円分のポイントを付与するプレミアムポイントに要する経費であります。

次に、2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、12節、高校魅力化事業委託料198万円は、公営塾の地域おこし協力隊2名の任期が令和7年3月で切れることから、その募集業務を委託する経費であります。

次に、14ページをお開きください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、10節、消耗品費310万3,000円、17節、機械器具費377万5,000円は、福祉避難所機能強化整備促進事業として町内の福祉避難所に防災備蓄用品を整備するものであります。

次に、18ページをご覧ください。

5款、1項、3目、農業振興費、18節、青空市物価高騰対策支援事業費補助金2 40万円は、日吉夢産地の青空市出荷者への物価高騰支援で、売上金の3%を補助するものであります。

同ページ、5款、2項、2目、林業費、18節、鬼のまちづくり推進事業費補助金288万5,000円は、森の三角ぼうしECサイトデザイン作成や、製品ラベルデザイン制作等に係る補助金となります。同じく18節、青空市物価高騰対策支援事業費補助金255万円は、先ほどの夢産地と同じく、森の三角ぼうしの青空市出荷者への物価高騰支援で売上金の3%を補助するものであります。

続いて、6款、1項、2目、商工振興費、18節、起業チャレンジ支援事業費補助金300万円は、民泊施設整備補助の申請件数の増により増額補正をするものであります。

続いて、19ページをご覧ください。

6款、1項、3目、観光費、18節、観光施設整備事業費補助金87万8,000 円は、愛治地区内山展望台の整備に係る補助金であります。

続いて、7款、2項、1目、道路維持費、14節、道路補修工事請負費1,300

万円は、町道成川線の道路防災工事で落石防止柵の設置に係る経費であります。

20ページをお開きください。

7款、3項、2目、砂防費、14節、がけ崩れ防災対策工事請負費900万円は、 資材費、労務費の上昇により増額補正をするものであります。

同ページ、9款、1項、3目、国際交流事業費、24節、人材育成ふるさと基金積立金1,000万円は、メカニカルカーボン工業株式会社様より頂いた教育振興費寄附金1,000万円を積み立てるものであります。

続いて、22ページをお開きください。

9款、4項、4目、文化費、12節の設計委託料1,353万円は、井谷家住宅後 背斜面対策工事調査解析設計業務に係る経費であります。

同目、18節の文化財保存伝承事業費補助金50万円は、吉波の恵比寿神社本殿の 改修に係る補助金であります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

8ページ、10款、1項、1目、地方交付税、1節、普通交付税6,596万9,00円は、交付額の決定により増額補正をするものであります。

次に、14款、2項、1目、総務費国庫補助金、5節、戸籍住民基本台帳費国庫補助金174万9,000円は、戸籍情報システム改修に対する国庫補助金となります。

14款、2項、6目、教育費国庫補助金の3節、登録有形文化財建造物保存修理事業費国庫補助金885万6,000円は、井谷家住宅保存整備事業に対する補助金であります。

次に、15款、2項、1目、総務費県補助金、3節、携帯電話等エリア整備事業費 県補助金1,103万6,000円は、当初予算で計上しております携帯電話基地局整 備に対する県補助金であります。

次に、15款、2項、2目、民生費県補助金、1節、福祉避難所機能強化整備促進 事業費県補助金340万8,000円は、福祉避難所の防災備蓄用品整備に対する補助金であります。

次に、17款、1項、4目、教育費寄附金、1節、教育振興費寄附金1,000万円は、メカニカルカーボン様より頂いた寄附金であります。

次に、9ページをご覧ください。

18款、2項、3目、公共施設等整備管理基金繰入金、1節、公共施設等整備管理 基金取り崩し1,870万円は、病児保育施設整備について、当初予算で過疎債を充 当しておりますが、県とのヒアリングの中で過疎債の対象にならないということで、 財源を基金に繰り替えるものであります。

21款、1項、1目、総務債、7節、携帯電話エリア整備事業債の970万円の減額につきましては、今回、県補助金がついたために財源を組替えで、減額補正とするものであります。

次に、21款、1項、5目、商工債、1節、商工振興債(ソフト)300万円につきましては、歳出の6款、1項、2目、商工振興費の起業チャレンジ補助金に充当するものであります。

次に、10ページの21款、1項、8目、教育債、文化債470万円は、歳出9款、 4項、4目、文化費の井谷家住宅保存整備事業に充当する起債となります。

次に、債務負担行為の補正について説明をいたしますので、4ページをお開きくだ さい。

追加の10番、多世代交流施設備品購入事業につきましては、令和6年度から7年度にかけて整備を行います、多世代交流施設で使用する備品を購入するもので、債務負担の期間を令和6年度から7年度までとし、限度額を2,000万円とするものであります。

続いて、5ページをご覧ください。

第3表の地方債補正であります。

この表につきましては、先ほどの歳入で説明いたしました21款の町債につきまして、起債の目的ごとに並び替えた表となります。それぞれ起債の限度額を補正するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じとなっております。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、24ページをご覧ください。

24ページ、1、特別職について御説明いたします。

職員数10人減、報酬15万5,000円の減につきましては、9款、4項、4目、文化費の史跡公園運営委員報酬を報償費に組み替えたことによる減であります。

次に、25ページをご覧ください。

一般職、(1)総括について御説明いたします。

報酬が629万4,000円の増、給料が2,582万2,000円の減、職員手当が1,083万円の減、共済費が670万9,000円の増、増減理由につきましては、いずれも人事異動等に伴うものであります。

26ページにつきましては、正職員の内訳、27ページは会計年度任用職員の内訳

となっております。

28ページ、(2)の給与及び職員手当の増減の明細以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しを願います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番(赤松俊二君)

それでは、1点だけ、先般の一般質問でもさせていただきましたが、12ページの2款、1項、6目、18節の電子通貨利用支援金470万、これについての積算。それと、私自身ちょっとこの支援金のイメージが湧かないのですが、もっと具体的にどういうふうにポイントとか、支援をされるのか、その辺2点お伺いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長(小川秀樹君)

今ほど御質問いただきました12ページの2款、1項、6目、18節、電子通貨利用者支援金470万計上をしております。主に3点の部分について積算をし、計上をしているところでございます。

まず、1点目ですが、今現在KIHOCAを御利用いただく方につきましては、チャージをしていただいた場合に、1%のチャージボーナスというのを付与させていただいております。今回18歳以上に利用者を拡大させていただきますので、その分、追加として20万のチャージボーナス分を計上しております。積算といたしましては2,000人の方が平均1万円程度をチャージをしていただくということで想定いたしまして、20万円分のチャージボーナス分を追加で計上しております。

2点目なんですが、一般質問の折にも御説明があったと思いますが、行政ポイント、町の行政サービス事業に参加していただいた際、または町の施設を利用していただいた際、そういった際にですね、行政ポイントとして利用者の方、または参加者の方にポイントを付与させていただくということを今検討させていただいているところでありまして、各担当課よりそれぞれの事業のほうを洗い出しをいただきまして、企画振興課のほうで集計をさせていただいた結果、現在当初リリースとして10前後の行政ポイント事業を集約してリリースをさせていただこうと検討しておりまして、そちら

に係る経費が50万ということで積算をしております。

最後、3点目につきましては、プレミアムポイントというような、仮称ではございますが、ある一定期間におきまして5,000円以上のチャージをいただいた方に、2,000円分のポイントを付与するという形を想定をしております。こちらも2,000人の方を大体想定しておりまして、400万円の積算で予算を計上させていただいているところです。

2点目のどのように展開をしていくのかということでございますが、こちらは早めにリリースはさせていただきたいと考えておりますが、しっかりと周知をさせていただいて、皆さんに情報が行き渡るような周知等を取った上で、それぞれの事業を展開をさせていただきたいと思っておりますので、早ければ11月にはそういった形で取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番(赤松俊二君)

今ほど詳細な説明を受けましたが、結局ほしたら、期間限定で今現在チャージをするときには、1%の電子マネーを付与されると。今回機械を限定して5,000円ですか。5,000円以上チャージされた方は、そこにポイントで、電子マネーを付与される、今までの1%と今度2,000円ですか。それを合わせた金額を電子マネーで付与される。1%の付与は期間限定ではなく、2,000円の電子マネーは、期間を限定して最初の普及率を高めるためにやられる、そういう考えですか。

それと、もう1点は、今回はこの対象者は65歳以上、免許証を返納された方、そしてまた免許を持たれてない方は、もう既にKIHOCAカードを発行され、支援事業をされると思いますが、その方もこの今予算を立てたこの事業に対して対象になるのか。

それと、もう1点は、今ほど行政ポイントと言われましたが、そのポイントをどう やってつけられるのでしょうか。あくまでもカードを持っておられる方が対象なのか、 そこら辺、この2点お伺いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長 (小川秀樹君)

まず1点目、御質問いただきました。先ほどちょっと回答のほうで不足している部分について補足をさせていただきますと、チャージボーナス1%分は期間限定ではなくて、このKIHOCAの制度においてチャージをしていただいた場合には、もう

1%で運用をしていくということでございます。

プレミアムチャージボーナスの部分につきましては、期間限定とさせていただく予 定としております。なので、1回限りということで現在検討しております。

考え方としましては、例えば 5, 0 0 0 円をチャージしていただきますと、チャージしていただいた中には、 2, 0 0 0 円のプレミアムチャージボーナスがつくので、 7, 0 0 0 円という形になります。その 7, 0 0 0 円分については、町内の登録していただいた事業者で御利用をいただくことが可能となる、そのように予定をしております。

最後、行政ポイントにつきましては、こちらはあくまでもポイントでございますので、ポイントにつきましては、ある程度貯まった段階で御使用をいただくという形で構築をしていきたいと考えておりますが、マネーとして御利用いただくことも可能ではないかというようなことを今検討しておりますので、そちらは早期に詳細を固めた上で、また周知を図っていきたいなと考えております。

次に、2点目の現在65歳以上で免許を持っておられない方が対象となっているが、持っていない方も対象になるのかというような御質問であったかと思いますが、今回は商工展開を図る上で、町内外を問わず18歳以上の方は申込みをいただくことによって、このKIHOCA制度利用が可能となりますので、KIHOCAを申し込みいただき、KIHOCAカードを持っている方につきましては、今回の行政ポイントであり、チャージボーナスであり、そういった部分につきましては、対象とさせていただくことになります。

最後、3点目の行政ポイントの付与の仕方ということで御質問があったと思いますが、それぞれポイント事業の内容によってですね、やり方が異なるんじゃないかと思っております。なので、例えば施設利用をされた際にですね、ポイントをその場でリアルで付与する場合には、付与することのできる端末が必要となりますので、そういった端末の備付けが可能な場合というのは、その場でリアルでポイントを振らせていただく。また、イベント参加された際に、名簿等の整理がつくような事業でありましたら、その名簿を基に担当課で後日ポイントを振らせていただくということで、その場でリアルにポイントを振る場合、または後日、一括でポイントを振らせていただく場合、そういった形でそれぞれに内容によって付与の仕方は変わってくるんじゃないかと思っております。

以上です。

○町長(兵頭誠亀君)

すみません。2点目のポイントを付与するという部分で、イメージなんですけども、 一番分かりやすいのは、先ほど私が施策の成果で御報告しました、国保の特定健診を 受けられた方にもポイントを付与しようと。これはポイント、自分の健康を確認する ため、チェックするための健康診断でありますけども、それによって、多くの方が健 康診断を受けられたら大病にならなくて済むというようなところもあって、それは町 全体とすれば、健康増進につながるだろうと、それから医療費の低減につながるだろ うというふうなことです。

あと、イベントなんですけども、別にポイントを付与するためにイベントに参加される方はいらっしゃらないと思うんですけども、ただ、そういうふうなところで一人ひとりがまちづくりに参画しているというふうな意識を数年かけてどんどんやっていくべきじゃないかなというところであります。

また、もう一つ、今18歳以上というふうにありましたけども、理想とすれば、将来的に子どもたちもカードを持ってですね。例えば成績が優秀とか、それからスポーツで優勝したとかいうことではなしに、例えば道徳的な部分で、一番挨拶が1年間通してできましたよというふうなところにポイントをつけることによって、何が社会にとって自分の置かれとる立場が大切なのかというようなところも考えてもらえるというようなことができれば、それも将来的には考えてもいいんじゃないかなというふうにも思っていますし、このKIHOCAの地域通貨というものの広がりというものをですね、ぜひ御理解いただくためにも、そういうなポイントをつけるべきではないかなというふうに発想いたしました。御理解いただきたいと思います。

○6番(赤松俊二君)

最後1点だけ、今の行政ポイント、いろいろ支援事業、これはあくまでも確認ですが、あくまでもポイントをチャージしてポイントを持参されてる方が対象、その考えでよろしいですか。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長 (小川秀樹君)

今ほど御質問をいただいた内容で結構だと思います。

- ○議長(程内 覺君)
 - 赤松議員、了承ですか。
- ○6番(赤松俊二君)

了承。

○議長(程内 覺君)

ほか、質疑ありますか。

○4番(中山定則君)

14ページ、3款、1項、1目、10節の需用費310万3,000円と17節の備品購入費377万5,000円、説明資料にあるんですが、先ほど説明があったかもしれないんですが、機械器具費377万5,000円の内容について説明をお願いします。

それと、今回の補正予算で人件費関係、人事異動に伴う異動ということで説明は省略されましたが、人事異動の発令日と、この時期に人事異動された理由について説明をお願いします。退職によるもの、退職者が出たから人事異動が必要になったのか、会計間異動も4人ずつあるようですが、その辺説明ができる範囲で説明をお願いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

1点目を町民生活課長、2点目を総務財政課長が答弁いたします。

○町民生活課長 (善家直邦君)

それでは、御質問いただきました3款、1項、1目、17節、備品購入費の機械器 具費の内容について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては福祉避難所に配備予定している備品でございまして、防災倉庫、それから防災倉庫の屋内に置く倉庫、それからポータブルトイレ、車椅子、ウオータータンク、インバーター発電機などになっております。いずれにしましても、現時点で各福祉避難所のほうに必要数の聞き取りを行いまして、施設から要望のあった分を今回予算計上させていただいております。

以上です。

○総務財政課長(水野博光君)

人件費につきましては、当初予算の折には、前年度の体制で予算を組んでおりますが、その後、4月1日付で異動があった分を今回補正をしておるというところでございます。

退職等につきましては、見込んでおった額よりも多かったということで、退職1名 というふうに出ております。

以上です。

○議長(程内 覺君)

中山議員、了承ですか。

○4番(中山定則君) はい。

○議長(程内 覺君)

ほか、ありませんか。

○2番(兵頭 稔君)

4ページの負担行為補正ということで、多世代交流設備購入事業ということで 2,000万円、これ具体的に分かれば教えてほしいんです。

それと、9ページの18款、公共施設等整備管理基金繰入金で1,870万、これ 過疎債が出なくなったんで、これを取り崩したという説明があったんですが、何で過 疎債が出なくなったのか、それを説明をお願いします。

それと、もう1点、18ページの18節、農林公債費で日吉夢産地青空出荷者への補助金、それから18ページの林業費、これも同じように青空の関係で補助金が出るようになっとるんですが、農業費と林業費、同じように使われていますが、これ、どういうふうに分けられとるか説明をお願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

1点目が企画振興課、2点目が総務財政課、それから、3点目は農林課長がそれぞれ説明をいたします。

○企画振興課長 (小川秀樹君)

それでは、1点目のまず4ページ、多世代交流施設備品購入事業の債務負担行為の補正の内容でございますが、現在担当課で進めております、多世代交流施設等の整備をしたときにおける備品等を予定しておりますが、完成予定を来年度の8月、9月には予定をしているところですが、ある程度の時期で備品等の契約等をさせていただく中で、建物ができた後に早急に整備をしていかないといけないということで、債務負担行為のほうを計上させていただいております。2,000万の計上のうち、概要といたしましては、2階に宿泊施設等がございますので、そちらベッドであり、また生徒のテーブルであり、机であり、照明設備であり、そういったものに係る家具用品等につきまして大体1,500万程度、あと食堂であったり、洗濯とかもしますので、そういった電化製品に係る備品等につきまして500万程度ということで、合わせて概算ではございますが、上限で2,000万円ということで今回補正で上げさせていただいております。

以上です。

○総務財政課長(水野博光君)

2点目の公共施設の基金の取り崩し、過疎債が対象外になったのはなぜかということでございますが、当初過疎債を計上しておりましたが、病児保育の対象が保育園に入ってない方も対象であり、小学生まで対象であるということで、過疎債の保育のメニューには対象にならないということで、基金のほうへ組み替えたものであります。以上です。

○農林課長 (奥藤幸利君)

5款、1項、3目の農業振興費と5款、2項、2目の林業振興費の使い分けについての御質問でありましたが、5款、1項、3目につきましては、日吉夢産地の青空市への補助金となっております。

5款、2項、2目の青空市の補助金につきましては、森の三角ぼうしの生産者の支援の補助金としております。これにつきましては、もともと建設当時の国費の補助金の関係で、日吉夢産地は農業系の国庫補助金で建設いたしました。森の三角ぼうしにつきましては、林業系の国庫補助金を使って建設した経緯がありますので、補助金の項目を分けているような形で整理をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(程内 覺君)兵頭議員、了承ですか。
- ○2番(兵頭 稔君) 了解。
- ○議長(程内 覺君)3点とも了承ですか。
- ○2番(兵頭 稔君) はい。
- ○議長(程内 覺君)ほか質疑ありますか。(「なし」の声あり)
- ○議長(程内 覺君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり)
- ○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第59号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)についてを 採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第60号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号) についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第60号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号) について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、総務管理費、基金積立金及 び償還金について増額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金及び 繰越金について増額補正し、基金繰入金等について減額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ 5,709万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億933万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願いいたします。

○保健介護課長(谷口美穂君)

議案第60号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御 説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費等、1款、3項、1目、介護認定審査会費、3款、 2項、1目の包括的支援事業費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整 によるものです。その内訳につきましては、お目通しください。

3款、2項、2目、任意事業費につきましては、印刷製本費9万1,000円を増額補正し、補正後の額を602万5,000円とするものです。補正の理由は、認知症高齢者等の見守りを目的とするステッカーの印刷によるものです。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、1,886万4,000円を増額補正し、補正後の額を1,893万4,000円とするもので、24節、積立金を補正しております。これは令和5年度決算剰余金6,283万5,179円から、前年度に交付を受けた国庫支出金及び支払基金等の精算に係る返還額等を差し引きした額を積み立てるものです。

次に、8ページをお開きください。

5款、1項、2目、償還金につきましては、3,830万1,000円を増額補正し、補正後の額を3,830万2,000円とするもので、22節、償還金利子及び割引料を補正しております。これは令和5年度に引き受けた国庫支出金等の額の確定に伴い、超過交付金を返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

4款、2項、3目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援事業総合事業以外)につきましては、48万5,000円を減額補正し、補正後の額を1,231万円とするもので、包括的支援事業費及び任意事業費の減額に伴い、所要の額を補正するものです。

6款、2項、2目、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)につきましては、24万3,000円を減額補正し、補正後の額を615万4,000円とするもので、包括的支援事業費及び任意事業費の減額に伴い、所要の額を補正するものです。

8款、1項、3目、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外) は、24万3,000円を減額補正し、補正後の額を615万4,000円とするもの で、包括的支援事業費及び任意事業費の減額に伴い、一般会計からの繰入額を減額補 正するものです。

8款、1項、5目、事務費一般会計繰入金は、119万3,000円を増額補正し、 補正後の額を5,301万円とするもので、一般管理費の増額及び介護認定審査会費 の増額に伴い、一般会計からの繰入額を増額補正するものです。

8款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、595万8,000円を減額し、補正後の額を3,148万7,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより、不足額を基金からのとりくずしとするものです。

9款、1項、1目、繰越金につきましては、6,283万4,000円を増額補正し、 補正後の額を6,283万5,000円とするものです。前年度からの決算剰余金です。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(程内 覺君)

説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第60号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第61号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第61号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、総務管理費を減額補正し、 広域連合納付金を増額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金を減 額補正し、繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ296万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,638万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、議案第61号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、職員の育休に係る人件費の組替えにより149 万円減額するものであります。

次に、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を445万6,000円増額するもので、愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金徴収実績分を決算見込額に基づき調整するものであります。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、5ページをご覧ください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、149万円減額するものです。

続いて、4款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金が確定したため、445万6, 000円増額するものであります。

続きまして、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページをご覧ください。

一般職、総括表比較欄をご覧ください。

給料51万8,000円、職員手当86万9,000円、共済費23万4,000円、 それぞれ職員の育休に係る人件費の組替えにより、職員給与費等を減額するものであります。なお、その内訳についてはお目通しください。

次に、10ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に 準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日18日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日18日を休会することに決定しました。 なお、9月19日は定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長(末廣 啓君)

起立。

礼。

(午前11時19分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員(1番)

鬼北町議会議員(2番)